

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部
研修生等受入細則

(目的)

第1条 地方独立行政法人北海道立総合研究機構研修生等受入規程（平成22年4月1日規程第66号、以下「規程」という。）に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部における研修生、実習生、インターンシップ（学生実務研修）（以下「研修生等」という。）の受入れについては、規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(対象者)

第2条 研修、実習、インターンシップ（以下「研修等」という。）の対象者は、次に該当する者とする。

- (1) 農業に係る団体、行政機関等の職員であって、研修を受けることがその団体等の技術向上に役立つと認められる者
- (2) 生産者（後継者、新規就農予定者を含む）
- (3) 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（以下「大学等」という。）の学生であって、授業科目の一環として大学等から受入れの希望があり、かつ研修の成果を今後の研究活動に反映できる能力と資質を有することが認められる者

(申請)

第3条 規程第3条に基づく申請にあたって、研修等を申込み機関及び大学等（以下「申請機関」という。）は、研修開始希望日の原則として10日前までに、申込書（別記第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

(研修等の承諾)

第4条 規程第4条に基づき受入れを決定した場合、理事長は受入れ担当グループ及び担当研究職員を定め、併せて通知する。

(研修内容の変更又は取消し)

第5条 規程第10条のほか次のいずれかに該当する場合、理事長は、研修内容の変更又は取消しをすることができる。

- (1) 担当研究職員の指示に従わないとき
- (2) 試験場の体面を著しく汚す行為があったとき
- (3) 研修意欲に欠けると認められたとき
- (4) 研修期間の2割を超えて欠席したとき

(覚書の取り交し)

第6条 受入れを決定した場合、申請機関と理事長は、不測の事態に対処し、覚書（別記第2号様式）を取り交すものとする。

(サービスの厳守)

第7条 研修生等は、研修期間中、規程第5条第2項のほかサービス心得（別記第3号様式）を遵守しなければならない。

(誓約書)

第8条 規程第5条第1項に基づく誓約書は別記第4号様式のとおりとする。

(研修日誌)

第9条 規程第12条に基づく研修結果報告書については、研修日誌（別記第5号様式）を提出させることにより替えるものとする。

(研修等の証明)

第10条 申請機関から研修等の証明を求められた場合は、理事長は研修生等の研修内容について証明を行うものとする。

(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか、研修生等の受入れに関して必要な事項は、場長が定めるものとする。

なお、研修等の対象者が行政機関の職員である場合で、農業研究本部長が特に認める場合は、第3条及び第8条に定める書類の提出並びに第6条に基づく覚書の取り交しを要しない。

附 則

この細則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年8月26日から施行する。

研修等申込書

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 様

平成 年 月 日

申込機関名	担当部署： _____ 担当者： _____ TEL： _____ FAX： _____	
研修等希望者 所属	(_____ 学部 _____ 学科・専攻) (学年 _____ 年)	
(ふりがな) 研修等希望者 氏名	昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳)	男・女
連絡先	〒 _____ 住 所 _____ TEL(自宅) _____ (携帯) _____	
希望研修 期 間	_____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日	
希望部署	第1希望 _____	第2希望 _____
希望理由		
備 考		

別記第2号様式

覚 書

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは研修生等の受入れについて次のとおり覚書を取り交わす。

（研修生等の氏名）

第1条 甲は、乙の依頼に係る次の者（以下「丙」という。）を研修生等として受け入れる。
氏 名

（丙の研修期間等）

第2条 丙が甲において研修等を実施する期間等は、次のとおりとする。

- （1）研修期間
- （2）研修課題

（服務）

第3条 丙は、研修期間中甲の職員に準じた服務規律及び諸規則を遵守しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第4条 研修期間中、甲は丙に対し、給与、報酬及び旅費は支給しない。また、研修等に要した費用については、乙又は丙の負担とする。

（賠償責任）

第5条 乙は、丙が研修期間中に重大な損害を甲に与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（研修生の傷病）

第6条 丙の研修期間中における傷病及び災害に対する救済については、乙の責任においてこれを行うものとする。

（研修内容の変更又は取り消し）

第7条 甲は、次のいずれかに該当するときは、研修内容を変更又は取り消すことができる。

- （1）担当研究職員の指示に従わないとき
- （2）試験場の体面を著しく汚す行為があったとき
- （3）研修意欲に欠けると認められたとき
- （4）研修期間の2割を超えて欠席したとき

（その他）

第8条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲・乙両者記名押印の上、各自その1通を保存するものとする。

平成 年 月 日

甲 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長

乙 住所
氏名

研 修 生 等 服 務 心 得

研修生等は、研修期間中次のことを守らなければならない。

- 1 研修生等の勤務時間は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部〇〇農業試験場職員に準ずるものとする。
- 2 研修生等は、担当研究職員の指示に従い研修等を受けること。
- 3 研修生等は、研修期間中に知り得た秘密を漏らしてはいけない。
- 4 研修生等は、常に施設、備品等を大切にすること。
不注意等により破損した場合は賠償する。
- 5 研修生等は、毎日の研修内容を別に定めた研修日誌に記入し、担当研究職員の指示により提出する。
- 6 研修生等は、病気等のため予定されていた研修等を受けられない場合は、あらかじめ担当研究職員にその旨連絡をする。
- 7 研修生等が次の事項に該当する場合は、研修内容を変更又は取消すことがある。
 - (1) 担当研究職員の指示に従わないとき
 - (2) 試験場の体面を著しく汚す行為があったとき
 - (3) 研修意欲に欠けると認められたとき
 - (4) 研修期間の2割を超えて欠席したとき

別記第4号様式

誓 約 書

私は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部〇〇農業試験場において研修等を受けるに当たり、研修生等服務心得を遵守することを誓約します。

平成 年 月 日

氏 名

印

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 様

研 修 日 誌

研修生等氏名 _____

平成 年 月分

日	曜	研 修 内 容 等
	月	
	火	
	水	
	木	
	金	
	土	
	日	

上記のとおり相違ありません。

担当研究職員氏名